

## 議案第 4 2 号

### 栗山町保育の実施に関する条例を廃止する条例

栗山町保育の実施に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 8 号）は、廃止する。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の施行の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の栗山町保育の実施に関する条例の規定により徴収する保育の実施に要する費用については、なお従前の例による。

##### （栗山町町税等の滞納者等に対する特別措置に関する条例の一部改正）

- 3 栗山町町税等の滞納者等に対する特別措置に関する条例（平成 1 9 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「、栗山町保育の実施に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 8 号）に規定する保育の実施に要する費用」を削る。